



飼養衛生管理基準のポイント 第 34 号

令和 3 年 12 月 8 日

～ IV-30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 IV-31 衛生管理区域から退出する車両の消毒 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「衛生管理区域から退出する者の手指消毒等」と「衛生管理区域から退出する車両の消毒」の 2 項目です。

(基準本文)

- 30 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。
- 31 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

今回から「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」の内容にはいるぞ。

“持ち込まない”に加えて、“農場から持ち出さない”のも重要という考えで、新しく追加されたんじゃよ。



入口と出口が一緒の場合は、入るときの消毒設備を使うことでいいんだよね？

そうじゃ。ただし、センサーが入場側にしかない消毒ゲートの場合なんかは、退出車両の消毒方法を別に考えないといかんのじゃ。



内容は入場時とおんなじじゃから、**第14号、第17号、第18号（入場時の消毒関係の項目）を参考**にするんじゃ。それから、**退場時の消毒記録も必要(基準 I - 4 ,第5号)**じゃよ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

